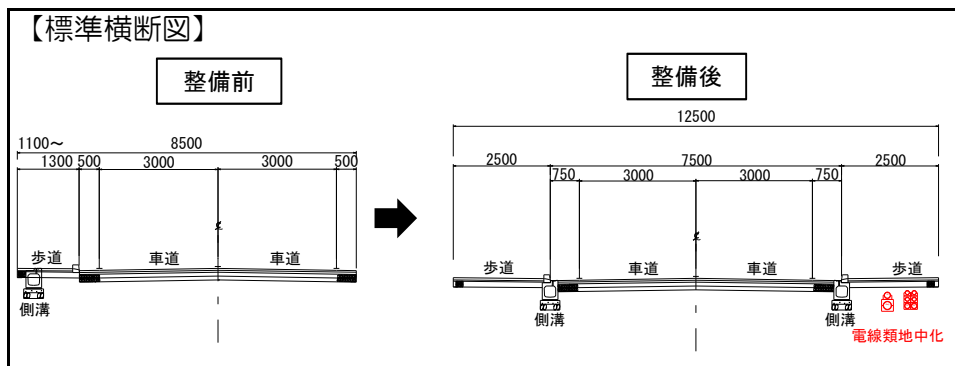
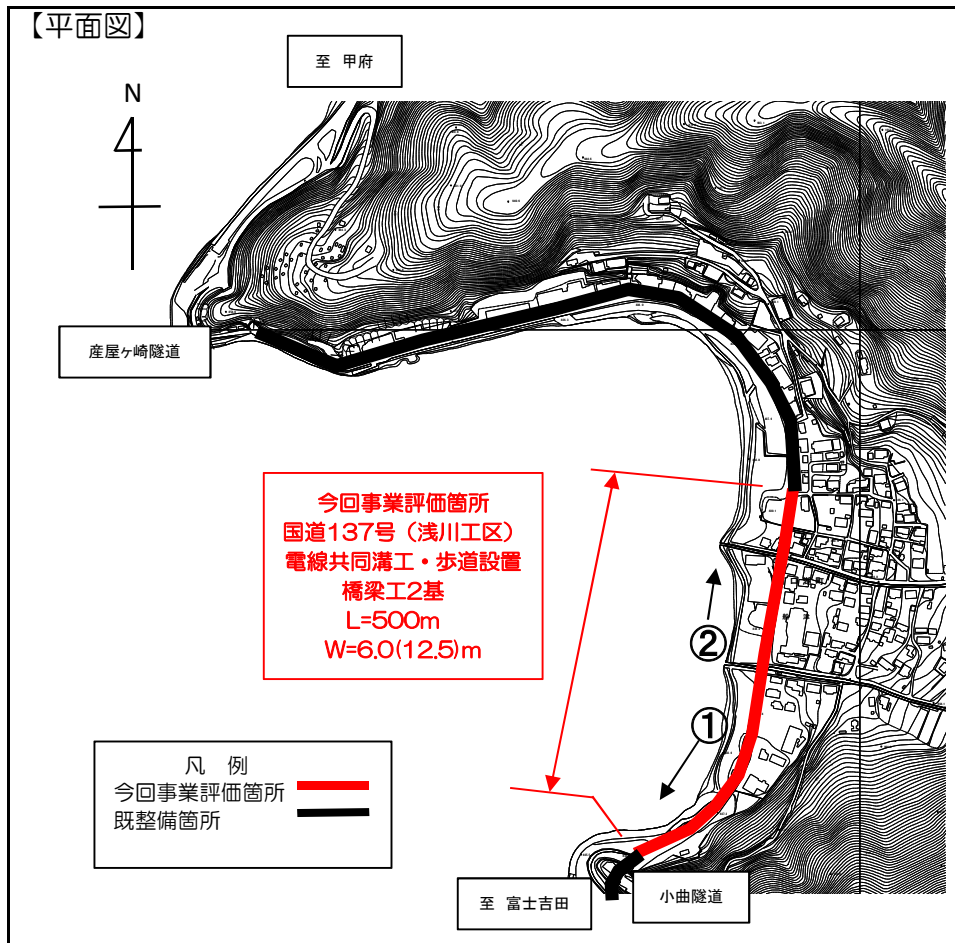


1. 事業説明シート

事業名	道路事業[緊急道路整備修繕事業 (国補)]	事業箇所	南都留郡富士河口湖町浅川	地区名	国道137号 (浅川工区)	事業主体	山梨県
(1) 事業の概要		(3) 事業の妥当性評価					
①課題・背景 一般国道137号は、富士吉田市上吉田を起点とし、笛吹市石和町下平井を終点とする主要な幹線道路であり、第二次緊急輸送路及び富士山噴火広域避難路に指定されている。このため、台風や地震、富士山噴火といった災害時に、緊急輸送道路の機能確保を図る必要がある。また、町立船津小学校の通学路に指定されているが、非常に危険な状況である。さらに、当該地区は県内有数の観光地であり、景観への配慮も求められている。 以上のような防災機能確保、歩行者の安全確保および景観への配慮といった観点から電線共同溝の整備および歩道の計画・整備を行う必要がある。		①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 地域の重要な生活道路であるとともに、富士吉田市と笛吹市を結び幹線道路であり、第二次緊急輸送道路に指定されていることから社会的受益は大きく極めて公共性が高い。					
②整備目標・効果 □主要目標 ○都市災害防止 緊急輸送路指定：有 (第二次緊急輸送道路) ※ 自動車交通量：4,438台/12h (H27㍻) > 3,428台/12h ※ 他事業との連携：整備済区間に連続する区間有 ※ ※評価基準値 □副次目標 ○歩行者等の安全性の確保 歩行者・自転車交通量：299人台/12h (H27㍻) > 93人台/12h ※ 自動車交通量：4,438台/12h (H27㍻) > 3,428台/12h ※ 通学路の指定：有 現況の歩道幅員：1.1~1.3m < 1.4m ※ ※評価基準値 □副次効果 ○ライフラインの強化 (電線・通信回線を共同溝により統合整備し、地震時における安全性の向上を図る) ○緊急時の避難・救助機能の確保 (緊急輸送路の整備による緊急時の避難・救助機能の確保) ○被災時の被害波及の防止 (緊急輸送道路の保全)		②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条により、道路管理者が電線共同溝を建設することとなっている。また、当該路線は、県管理国道であり、県が行うべき事業である。					
(2) 整備内容 ①整備内容 電線共同溝工 道路改良 (歩道設置) L=500m W=6.0(12.5)m 橋梁工 N=2基 ②着手年度 令和元年度 ③完成見込年度 令和9年度 ④総事業費 約700百万円 (国費408百万円(5.83/10)県費292百万円(4.17/10)) ⑤年度別の整備内容 (事業費) 令和元年度 測量、詳細設計 20 百万円 令和2年度 用地測量、用地取得 50 百万円 令和3年度 用地取得 50 百万円 令和4年度 道路改良工事・電線共同溝工事 100 百万円 令和5年度~8年 道路改良工事・電線共同溝工事 430 百万円 橋梁工事 令和9年度 舗装工事・連携工事・引込工事 50 百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。		③経済妥当性 ※電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定がないため不算出 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 第7期山梨県無電柱化推進計画に位置付けられた未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 現場条件等から採用可能な電線共同溝方式としている。 ⑥環境負荷等への配慮 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 電線類地中化による環境への負荷はない。 ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない 第7期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。					
		総合評価 [貢献度ランク：a]					
(4) 事業位置図等 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。							

2. 添付資料シート



※歩道の設置位置については、今後、地元と調整する